

保保発 0731 第 1 号

令和 6 年 7 月 31 日

健康保険組合
国家公務員共済組合
地方公務員共済組合
日本私立学校振興・共済事業団
全国土木建築国民健康保険組合

御中

厚生労働省保険局保険課長

(公 印 省 略)

「健康保険組合等加入者の予防・健康づくり功績者厚生労働大臣表彰」
の実施について

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記保険者におかれましては、加入者の予防・健康づくりのため、様々な保健事業にお取り組みいただいているところと存じます。

そこで、加入者の予防・健康づくりの取組を更に推進することを目的として、特に取組が進んでいる保険者を対象に「健康保険組合等加入者の予防・健康づくり功績者厚生労働大臣表彰」を実施することとしたため、別紙のとおり実施要領を御案内いたします。なお、令和 6 年度における被表彰者が決定しましたら別途通知いたします。

各保険者におかれましては、内容について十分に御了知の上、引き続き加入者の予防・健康づくりの推進にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

健康保険組合等加入者の予防・健康づくり功績者厚生労働大臣表彰実施要領

令和6年7月8日制定

第1 趣 旨

本表彰は、健康保険組合等による保健事業の発展向上に積極的に貢献し、加入者の予防・健康づくりの功績が顕著な健康保険組合等に対し厚生労働大臣表彰を行い、その功績をたたえるとともに、併せて今後における健康保険組合等加入者の予防・健康づくりの一層の推進に寄与することを目的とする。

第2 被表彰者の範囲

表彰の対象は、健康保険組合等による保健事業の発展向上に積極的に貢献している者で、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 健康保険組合・共済組合・全国土木建築国民健康保険組合を対象とする後期高齢者支援金の加算・減算制度において、総合評価指標の合計点数が保険者種別ごとに上位5位以内の団体
- (2) 取組内容が他の健康保険組合等の模範となるものであること。

第3 表彰の事務

表彰に関する事務は、保険局保険課において行う。

第4 表彰の時期

表彰は、原則として毎年1回行うものとする。

第5 その他

1 国の栄典等との関係

- (1) 春秋叙勲による勲章を受けた者及び同一の事由で褒章条例による褒章を受けた者に対しては、表彰を行わないものとする。
- (2) 同一の事由で、紺綬褒章を受けた者に対しては、表彰を行わないものとする。
- (3) 表彰を行うに当たっては、(1)及び(2)に定めるもののほか、国の栄典又は他府省との均衡を失しないよう配慮するものとする。

2 その他

本要領に定めのない事項について特に運営上の疑義が生じた場合には、他に定める類似の厚生労働大臣表彰を参考の上、決定する。